

仲 裁 判 断 の 骨 子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2019-006

申立人：X

被申立人：一般社団法人全日本テコンドー協会
被申立人代理人：弁護士 恒石 直和

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- (1) 請求の趣旨 1. は棄却する。
- (2) 申立人は2020 東京オリンピック日本代表2次選考会への出場資格を有することを確認する。
- (3) 申立料金 55,000 円は、被申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 50 条第 5 項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第 44 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

本件は、被申立人が 2020 東京オリンピック日本代表 2 次選考会開催要項中、7. 出場資格において、「日本国籍を有し 2003 年 12 月 31 日以前に生まれた者かつ、下記 A、B のいずれかの資格を有する選手 (A) 2019 年全日本選手権大会（2019 年 2 月 17 日開催）にて 3 位以内に入賞した選手 (B) 1 次選考会①～⑤大会で 3 位以内に入賞した選手 ① 2019 年社会人選手権大会（2019 年 3 月 3 日開催）② 2019 年全日本ジュニア選手権大会（2019 年 7 月 28 日開催）③ 2019 年全日本学生選手権（2019 年 9 月 8 日開催）④ 2019 年東日本地区大会（2019 年 10 月 6 日開催）⑤ 2019 年西日本地区大会（2019 年 10 月 6 日開催）」との決定（以下「本件決定」という。）がなされたことに対し、テコンドー選手である申立人が本件決定の取消し（請求の趣旨 1）及び2020 東京オリンピック日本代表2次選考会への出場資格があることの確認（請求の趣旨 3）を求めた事案である。

国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、当機構における過去の仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との判断基準が示されている。本件スポーツ仲裁パネルも基本的にこの基準が妥当であると考える。

申立人は、2018年全日本選手権大会（2018年1月21日開催）にて3位以内に入賞したが、2019年全日本選手権大会（2019年2月17日開催）では2回戦で敗退した。また、2018年全日本選手権大会にて3位以内に入賞したことから2019年西日本地区大会（2019年10月6日開催）への出場資格がなかった。したがって、申立人は本件決定によれば2020東京オリンピック日本代表2次選考会への出場資格がないことになる。そこで申立人は被申立人熊本県代表のB氏より被申立人に対して本決定内容の確認を行ったが、出場資格は認められなかった。以上により、申立人は2020東京オリンピック日本代表2次選考会への参加を妨げられたとして本件決定の取消しを主張する。

被申立人によれば、2020東京オリンピック日本代表2次選考会の出場資格は2018年12月8日の被申立人理事会で承認された「2020東京オリンピック日本代表選考基準」4.選考基準に定められており、これに従って本件決定の「7. 出場資格」において上記のとおり定められたというものである。本件決定が出された経緯及びその内容について著しく不合理な点は見当たらない。したがって、本件決定自体は上記基準のいずれかに当てはまるものではないので、請求の趣旨1. は棄却する。

しかし、被申立人が2018年11月7日に開催した第2回東京2020大会に向けた強化方針についての説明会において配布されたパワーポイント「2020東京五輪に向けた選考方針について」の8頁において「東京五輪2次選考会 2019年11月 or12月」という表題の下に「2018全日本選手権大会にて3位以内に入賞した者」という出場資格を定めたものとみられる記載がある。この説明会は各都道府県のテコンドー協会、テコンドー道場、各企業・大学のテコンドー部等の関係者を対象になされたものである。この公開説明会に参加した競技者の中には、「2018全日本選手権大会にて3位以内に入賞した者」に東京オリンピック日本代表2次選考会への出場資格があると信じて東京オリンピック日本代表2次選考会に出場申し込みをした者がいると思われる。このような公開の説明会において「2018全日本選手権大会にて3位以内に入賞した者」に東京オリンピック日本代表2次選考会への出場資格があるとみられる説明をパワーポイントでしたにもかかわらず、本件決定においては出場資格について「2018全日本選手権大会にて3位以内に入賞した者」の記載がないことは禁反言の原則に反するものであり著しく不当であるといわざるをえない。被申立人は2018年11月2日に「2018全日本選手権大会」の記載は「2019全日本選手権大会」の誤りであることに気づき公開説明会では訂正したと主張するが、公開説明会まで5日間の余裕があったにもかかわらずパワーポイントの修正はなされておらず、出席者に周知されたことの証明はない。したがって、パワーポイントに記載された「2018全日本選手権大会にて3位以内に入賞した選手」にも2020東京オリンピック日本代表2次選考会への出場資格を認めるべきであり、申立人は「2018全日本選手権大会にて3位以内に入賞した選手」に該当するのであるから、2020東京オリンピック日本代表2次選考会への出場資格を有するというべきである。

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは主文の通り判断する。

2019年10月28日

スポーツ仲裁パネル
仲裁人 下條 正浩

仲裁地：東京